

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年6月7日（金） 号外第59号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（33）（人事企画課）・・・ 3
- ◇ 訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
（6）（庶務集中課）・・・ 5
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（23）（給与課）・・・ 6

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが設置しようとする産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置の許可の申請を厳正に審査するための体制を整備する。

2 規則の概要

- (1) 地域社会振興部及び県土整備部に置く産業廃棄物処理施設審査準備室を産業廃棄物処理施設審査課に改める。
- (2) 施行期日は、令和6年6月11日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">地域社会振興部・県土整備部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">処理施設審</td> </tr> <tr> <td>査課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 略</p> <p style="padding-left: 20px;">自然共生社会局循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（<u>産業廃棄物処理施設審査課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">自然共生社会局水環境保全課～くらしの安心局住宅政策課 略</p> <p>(<u>産業廃棄物処理施設審査課</u>の所掌事務)</p> <p>第14条の2 <u>産業廃棄物処理施設審査課</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p>	部	局	課	課内室	略				地域社会振興部・県土整備部		産業廃棄物		処理施設審	査課	<p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">地域社会振興部・県土整備部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">処理施設審</td> </tr> <tr> <td>査準備室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 略</p> <p style="padding-left: 20px;">自然共生社会局循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">自然共生社会局水環境保全課～くらしの安心局住宅政策課 略</p> <p>(<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌事務)</p> <p>第14条の2 <u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p>	部	局	課	課内室	略				地域社会振興部・県土整備部		産業廃棄物		処理施設審	査準備室
部	局	課	課内室																										
略																													
地域社会振興部・県土整備部		産業廃棄物																											
		処理施設審																											
		査課																											
部	局	課	課内室																										
略																													
地域社会振興部・県土整備部		産業廃棄物																											
		処理施設審																											
		査準備室																											

附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関
略		略	
鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社会推進課（産業廃棄物処理施設審査課が担当する事務を除く。）	鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社会推進課（産業廃棄物処理施設審査準備室が担当する事務を除く。）
	産業廃棄物処理施設審査課（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関するものに限る。）		産業廃棄物処理施設審査準備室（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関するものに限る。）
略		略	
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	産業廃棄物処理施設審査課	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	産業廃棄物処理施設審査準備室
略		略	
2 略		2 略	

附 則

この規則は、令和6年6月11日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第6号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
産 業	略				産 業	略			
廃 棄					廃 棄				
物 処					物 処				
理 施					理 施				
設 審					設 審				
査 課	査 準								
略					備 室				
略					略				

附 則

この訓令は、令和6年6月11日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第23号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3種	知事の 事務部 局	本庁	略	3種
		課長（農業振興局 農業大学の課長 を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋 代表部の部長 行政体制整備局職 員人材開発センタ ーの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 ねりんピックは ばたけ鳥取2024実 施本部事務局の次 長 感染症対策センタ ーの副所長 衛生環境研究所の 所長 衛生環境研究所の 次長 自然共生社会局山 陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 の館長 くらしの安心局消 費生活センターの				課長（農業振興局 農業大学の課長 を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋 代表部の部長 行政体制整備局職 員人材開発センタ ーの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 ねりんピックは ばたけ鳥取2024実 施本部事務局の次 長 感染症対策センタ ーの副所長 衛生環境研究所の 所長 衛生環境研究所の 次長 自然共生社会局山 陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 の館長 くらしの安心局消 費生活センターの	

		所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長	4種			所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長 <u>産業廃棄物処理施設審査準備室の室長</u>	4種		
		室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学の副校長 農業振興局農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。） 総括検査専門員				室長（衛生環境研究所及び <u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u> の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学の副校長 農業振興局農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。） 総括検査専門員			
	略	略				略			
略						略			略

附 則

この規則は、令和6年6月11日から施行する。